

①自治会と自治協議会のあり方

○自治会と自治協議会のあり方(組織・活動)

○目指す姿 《自治とまちづくりが一つとなる地域を目指す。》

- 地域に相応しい組織や活動をみんなで話し合って決められる組織。
- 各自治会が自治協議会に参画し、自治会と自治協議会の情報共有が常に図られている。
- 誰でも参画でき、地域の意見が言いやすく、地域住民から多くの提案が反映される組織。
- 各自治会、自治協議会の双方が連携し、地域の目指す姿、目標が共有できている状態。
- 各自治会が抱えている課題を同じ地域の課題として自治協議会の中で話し合える組織。
- 事業や会議、活動の棚卸しにより、役員の負担が軽減された組織。

自治基本条例

- 第3条
(自治の基本理念)
第4条
(自治の基本原則)
第5条
(市民の権利)
第11条
(住民自治の原則)
第14条
(住民自治組織)
第15条
(参加 参画の旄引)

【対策】(提案)

- ・自治会長会と自治協議会の代表者の合同会議・研修会
- ・継続的な各自治協議会の良い取り組みのノウハウを学ぶ研修会(好事例から学ぶ)
- ・自治会と自治会長会、自治協議会を繋ぐ一つの関係として、自治会長会の元会長が自治協議会の会長にスライドすると人が上手く繋がる。
- ・自治協議会では、やりたい人が関われる提案型の部会。
- ・組織にこだわらない委員や役員の選び方。
- ・自治会長会と自治協議会との連合組織を立ち上げ、連携が取れる仕組みづくり(地域で話し合い、よい方向性を見出す)。
- ・丹波市自治会長会と自治協議会の代表者会が上手く連携する方法として、旧25校区の代表者(丹波市自治会長会の理事)をイコールにする形。など

○課題

- ・お互いの役割を認識する機会を作る必要がある。
- ・役員交代時に役割を引き継ぐ仕組みを作る必要がある。
- ・行事をこなすことを目的とせず、地域課題の解決となる事業を考え、組織の見直し、会議・活動の棚卸しをする。地域特有のしがらみをなくす。
- ・6町合併によることから、関係性が地域ごとに異なる状況を認識し、一様としない。

○現状

- ・自治会と自治協議会の位置づけ、連携が地域で異なる。
- ・自治会から相談された課題に自治協議会として対応できる体制がない。
- ・地域の総意を取るのが非常に難しい。
- ・一人で多くの役職を持っている。
- ・上手な世代交代の方法ができない。
- ・特定の役員やメンバーのみで構成され、新たな担い手を確保できない。
- ・事業に対して役員と地域の方に温度差がある。
- ・魅力的なイベントがあっても人が集まらない。

○現状のまま対策をしない場合

- ・人口減少による自治会組織の低下・消滅が起こった場合に、その自治機能を補う組織がなく地域力が低下する。
- ・会議の開催が多く、役員の負担感が増す。担い手不足が更に深刻になる。
- ・やらされ感ばかりで他人事となる。
- ・地域のまとまりがなくなり、住民が必要とした活動にならない。
- ・自治会未加入者が増え、地域や自治協議会への関心が薄まる。
- ・自治会と自治協議会の関係が希薄化し、地域活動が停滞する。

①自治会と自治協議会のあり方

- 自治会と自治協議会のあり方(情報共有・意志疎通)

○目指す姿 《自治とまちづくりが一つになる地域を目指す。》

- 意見が言いやすく、地域住民からの提案が多く反映される機会がある。
- 地域内の様々な団体と情報交換でき、同じ地域のこととして協議ができる。
- 地域内の情報が共有でき、必要な情報が伝わり、事業に参加しやすくなる。
- 各事業、活動について、時間をかけて議論し、取り組んだ事業の成果や振り返りができる。
- 円滑に共有すべき情報を得ることができ、対等な立場で協議ができている。

自治基本条例

- 第3条 (自治の基本理念)
- 第4条 (自治の基本原則)
- 第5条 (市民の権利)
- 第11条 (住民自治の原則)
- 第14条 (住民自治組織)
- 第15条 (参加、参画の権利)

【対策】(提案)

- ・自治会長会と自治協議会の情報の窓口統一による情報共有
- ・行政側も協働のパートナーを統一するよう調整を行う
- ・会議の持ち方、進め方などの研修会を行う
- ・月1回の定例会にみんなが集まれる仕組みにより、会合が減り、役員の負担も減少する。
他の組織との連携・情報交換がその場でできる。
- ・自治会の親睦という機能はなくならないが、色々な機能を付加することで、自治会の体力が続かなくなっている。また、自治会だけでは解決できない問題や自治会未加入の方も増加している。その解決先として校区を代表する形態の自治協議会が必要となっている。
- ・意思決定をして組織運営する立場と活動を担う立場の役割分担をし、上手く連携する。

など

○課題

- ・自治会等の団体と直接接し、意見交換する機会や仕組みを増やす。
- ・参加しやすい機会を設定する。
- ・自治会役員と自治協議会の構成が連動する。
- ・各種団体と連携できるようにする。
- ・地域の現状にかかる情報提供や考える機会を設ける。

○現状

- ・役員会等の回数が多い。
- ・行事を各種団体などとの連携がなく、地域自主組織の限られた範囲内のみで計画し開催している。
- ・情報が末端まで行き届かなく、一方通行の情報伝達が多い。
- ・団体により情報を受けていない。
- ・議論できる会議がなく、参画できない。
- ・行政は、自治会長会には情報を伝えるが、同じ地区自治協議会には情報が伝わっていないことがある。
- ・行政の各部局がそれぞれの都合で協議を行っている。

○現状のまま対策をしない場合

- ・地域組織で情報量の差が生じる。
- ・参加したい事業に参加できない。参加者が減る。
- ・全体の共通認識がなくなり、意思決定も停滞する。
- ・情報共有がなされないため、事業への理解が得られず、組織と住民の意思の乖離が進む。
- ・地域と行政の意思疎通、連携ができないくなる。
- ・地域の実態を反映できない施策となる場合がある。

②地域づくり計画のあり方

○目指す姿 《丹波市総合計画と地域づくり計画がリンクする(同じ目標に向かう)》

- 市と地域とが一緒に(両輪)となって市の重要課題に取り組む。
- 地域組織と住民が、地域の目指す姿・目標を共有する。
- 参画と協働の理念のもと、誰もが構成員として参画できる計画づくり。
- 地域のニーズを把握し、地域特有の課題解決に取り組む。
- 審議会等の委員が公募や地域推薦の場合は、さまざまな団体からの委員選出となる。

自治基本条例

- 第3条
(自治の基本理念)
- 第4条
(自治の基本原則)
- 第5条
(市民の権利)
- 第11条
(住民自治の原則)
- 第14条
(住民自治組織)
- 第17条
(計画等への参画)
- 第18条
(審議機関への参画)

【対策】(提案)

- ・総合計画と地域づくり計画との明確な位置づけを図る。
- ・市や関連団体の各種委員の見直し(公募など)と地域における会長対応の明確化。
- ・計画策定時に、市の管理職クラスが地域に入り、市は何ができる・できないを把握したうえで、市の役割、地域の役割をうまく連携させる。
- ・地域づくり計画にこの部分は地域がする、これは行政がする、と計画に位置付けすることによって行政と共有する(別の要望をしなくてよい)。
- ・オーソライズ(公認)する場面と意見を様々に聞く場と役割分担をし、上手く物事を動かす
- ・これからの地域づくりとして、地域経済の活性化や農業、市の商工業が元気になることを地域で考えると、構成メンバーに青年会議所や商工会の方も必要となる。
- ・この先何十年と暮らす若い方の想いは大切。ひとりひとりの想いをみんなで出し合いながら将来像を定める。
- ・地域同士が、同じ課題を通じて学び、磨き合う。
- ・計画づくりに共有できるガイドライン(参考:宝塚市作成分など)を明確にする など

○課題

- ・地域づくり計画は、地域の方針を決めることができるとされていることから、住民総意で作成された地域の方針が、総合計画に反映できるようにする。
- ・総合計画では、リーディングプロジェクト(第一次)、基本姿勢(第二次)として、「参画と協働」を施策の重要な柱として押さえ、コミュニティ組織の育成・強化を始め、市民参画及び協働の仕組みの構築等が掲げられていることから、総合計画から協働のパートナーである自治協議会の地域づくり計画と連携する仕組みを作る。

○現状

- ・施策としての地域づくり計画の位置づけが明確でない。
- ・総合計画とは無関係の状態となっている。
- ・自治基本条例において、自治協議会に地域を代表する形式的正当性を持たせながら、市の主要施策を策定する審議会等の場において、自治協議会の代表者の参加を求めていない。(地域代表は自治会長会)

○現状のまま対策をしない場合

- ・市の施策と地域の活動が一致しなくなる。
- ・地域の目標がなく、一体感がなくなる。
- ・自治会長への充て職による負担が増す。
- ・昼間の会議が多く、現役世代が自治会長になることが困難である。

③行政との連携のあり方

- 事業展開のうえでの連携体制の構築(交付金等)

○目指す姿 『交付金で地域がより活発な状態になっている』

●施設に関すること

- 施設の長寿命化となるように、計画的な改修ができる状態。
- 施設の老朽化による不便がない状態。
- 必要な維持管理・改修が滞りなく行われている状態。

●事業に関すること

- 事業の棚卸しにより、地域に必要な事業へ必要な交付金が活用されている状態。
- 地域で決めた地域づくり計画が市の計画ともリンクし、交付金活用の効果が生まれる状態。
- 地域コミュニティ活動推進員等の業務量を適正にし、業務量に応じた人件費が確保されている状態。

自治基本条例

- 第3条
(自治の基本理念)
第4条
(自治の基本原則)
第5条
(市民の権利)
第13条
(行政の支援)
第14条
(住民自治組織)
第17条
(計画等への参画)
第19条
(まちづくりへの支援)

【対策】(提案)

- ・協働のパートナーとして、自由度の高い交付金制度再構築をする。
 - ・交付金を充てるのに相応しい活動をとは何かを踏まえて取り組む事業を決める。
 - ・…交付金の幾らかを積立できるようにし、施設改修費に充てられる仕組みを整備することによって、施設整備補助金による計画的な改修を行う。
 - ・…交付金が地域の裁量で使用できるよう地域で情報公開・合意がとれる仕組みを検討する。
 - ・…事業の棚卸しによる事業費の見極めと提案型補助金による新たな活動資金の確立。
- など

○課題

【施…施設維持・改修、…事業費】

- ・交付金の施設維持管理費と実情が合うように調整する必要がある。
- ・地域の裁量として活用しやすい交付金とする。
- ・現在の入件費の交付金では、地域の人材確保が困難なところがあるので、金額等検討する必要がある。

○現 状

- ・…市の古い施設を拠点施設して受けたことにより、維持管理が困難である。
- ・…補助金があるが、1/3は自主財源を伴うため、長期に渡り財源確保をする必要がある。
- ・…避難所指定であるが、施設自体が老朽化し、改修が必要な箇所がでている。
- ・…事業の棚卸しができておらず、交付金内の限られた事業となっている。
- ・…交付金は地域の自由な裁量であるのに、使いにくい交付金(補助金化)である。
- ・…入件費に多くの交付金をあてられない。

○現状のまま対策をしない場合

- ・…施設改修ができず、老朽化により拠点施設が使用できなくなる。
- ・…拠点施設の修繕費ばかりにお金がかかり、本来の地域課題の事業ができない。
- ・…避難所としての利用ができなくなる。
- ・…交付金をあてにした活動が減らず、イベント的な活動ばかりとなる。
- ・…適切な事業、お金の使い方ができなく、財源が足りない状態となる。
- ・…地域の雇用を考えた場合は、安価な入件費だとよい人材(若い方)を長期に確保できない。

③行政との連携のあり方

○まちづくり指導員、市職員のあり方

○目指す姿 《行政が一体となった連携・支援》

- まちづくり指導員の専門性が高まり、関係部署と地域とのコーディネーターとして地域から信頼されている状態。
- 市職員が地域住民として地域に関わるとともに、その経験から地域と信頼関係が築かれ、地域運営や公務にも役立っている状態。
- 地域ニーズに合った効果的な業務につながり、業務上の負担が軽減され、地域に関わる精神的ゆとりが生まれている状態。
- 市職員も含め、住民誰もが地域に誇りや愛着をもっている状態。
- 市職員も地域住民も積極的に地域参画し、それぞれの強み(知識・技能・人間関係)を活かし合う。

自治基本条例

- 第3条
(自治の基本理念)
- 第4条
(自治の基本原則)
- 第5条
(市民の権利)
- 第13条
(行政の支援)
- 第14条
(住民自治組織)
- 第17条
(計画等への参画)
- 第19条
(まちづくりへの支援)

【対策】(提案)

- ・市職員、地域住民の地域参画意識の醸成(地域を知る研修・地域行事に参加する)。
- ・市職員の積極的な地域への訪問(事業への参画)と市内部での情報共有。
- ・地域づくり支援者へ委嘱書交付により、地域支援の重要性を上げ、関わりやすくする。
- ・市職員であることでできる地域づくり支援者としての活動を担う(本来の協働)。
- ・地域づくり支援者(市職員)が、地域課題や地域の意見を庁舎内 LAN のシステムで即座に情報共有する仕組み。 など

○課題

- ・市職員の地域への誇りや愛着が醸成するように取り組む必要がある。
- ・市職員の地域意識を希薄化しないように意識付けする。
- ・情報共有、意思疎通、協議の場を増やし、偏りをなくす。
- ・地域に必要な行政支援体制を横断的に行う。

○現状

- ・参画している職員もいれば全く参画していない職員もある。
- ・行政からの専門的な指導を求める意見もあり、地域によって求める支援密度が異なる。
- ・まちづくり指導員、市職員の関わり方に差があり、役割が不透明となっている。
- ・縦割りでの関係になっている。
- ・各地域で課題が異なり、求める支援も異なるが、個別には対応できにくい。
- ・業務や子育て等に追われ、地域活動に参画できる時間的・精神的余裕がない。
- ・苦情などの行政批判を懸念し、参加に消極的な職員もいる。

○現状のまま対策をしない場合

- ・地域に対する無関心層が増える。
- ・地域の情報が市民や行政に伝わりにくくなる。
- ・担当業務のことしか考えない職員が増加する。
- ・行政の一方的な押し付けだと感じる地域が多くなる。
- ・市と地域との気持ちが離れ、関係が希薄化し、疎遠になる。
- ・地域の活動・課題が見えなくなり、市の計画・施策が見えにくくなる。
- ・地域の人材不足につながる。
- ・地域も職員に任せてしまう。

③行政との連携のあり方

○双向の情報共有と協働体制の構築

○目指す姿 『地域と行政が協働する』

- 自治会、自治協議会、行政の補完関係が確立され、相互理解のもとで協力し合って、相互の情報伝達・連携が円滑にできている状態。
- 行政の施策・方針と地域のニーズが一致し、地域づくりが地域主体で行われている状態。
- 各地域が必要に応じて支援を受けつつ、自立していきいきと活動できている状態。
- 自治協議会や自治会、市民、行政が共に方針や方向を共有し、それぞれが責任をもって役割を担い合っている状態。
- 行政内部の横断連携による情報共有がされ、効果の良い支援につながっている状態。

自治基本条例

- 第3条
(自治の基本理念)
第4条
(自治の基本原則)
第5条
(市民の権利)
第13条
(行政の支援)
第14条
(住民自治組織)
第15条
(参加、参画の権利)
第19条
(まちづくりへの支援)

【対策】(提案)

- ・地域と行政との直接的な対話・協議の確保(地域からの意見等を市内部、自治協議会・自治会内部で共有する)。
- ・会議開催の回数増による負担感をなくすための既存会議の活用を図る。
- ・自治会と自治協議会の関係や役割を話し合う機会を設ける。
- ・地域のあり方で、地域の農業のあり方や、高齢者の状況など様々な行政からの的確な情報の提供が必要。
- ・各地域の事情が似通った地域が集まって情報交換をする場や自治協議会の全体の組織を作り上げて、情報交換をする場の構築。 など

○課題

- ・情報共有、意思疎通、協議の場を増やし、偏りをなくす。
- ・地域にとって必要な情報について、地域と行政の話し合いを増やす。
- ・自治会と自治協議会の関係性、役割、理想的な姿を理解されるようにする。
- ・合理的に会議を開催し、会議の回数を減らし、出席者の負担を軽減する。

○現状

- ・行政と自治協議会の代表者との会が、定期的に行われていない。
- ・行政からの大量の情報が一方通行で提供される。
- ・市の各部署がそれぞれの都合やタイミングで情報提供、協議をしている。
- ・地域の現状や将来像、施策・展望などについて、地域と行政が協議する場がない。

○現状のまま対策をしない場合

- ・地域と行政の連携が損なわれる。
- ・相互の情報共有ができなくなり、地域、行政の相互の負担が増す。
- ・行政からの一方的な働きかけばかりになり、協議の場が減少し、連携運動の体制が形骸化する。
- ・自治会、自治協議会、行政の各部署がそれに関連なく会議をすると、効率・効果とも低下する。

④行政に影響されない(頼らない)地域経営のあり方

- 自主財源の確立、コミュニティビジネスの展開

○目指す姿 『地域活動が楽しくなる財源確保』

- 地域資源の活用や既存事業の工夫により、無理のない範囲で一定の財源確保ができている。(受託事業(広報配布事業)など)
- 無理のない適度な会費の負担で地域が運営されている状態(身の丈に合った組織運営)。
- 地域活動の持続性を高めるために、目的をもって自主財源が確保されている状態。
- 市や県、その他の団体等の募集する補助金や助成金の申請により、自主財源を確保できている状態。
- 地域の団体や企業との連携・協力(資金援助・現物支給・場所提供等)により自主財源が確保できている状態。
- 市民活動支援センターなどの中間支援により、補助申請等の仕方を学べ、補助金等の活用できている状態。

自治基本条例

- 第3条 (自治の基本理念)
- 第4条 (自治の基本原則)
- 第5条 (市民の権利)
- 第6条 (市民の義務)
- 第11条 (住民自治の原則)
- 第13条 (行政の支援)
- 第14条 (住民自治組織)
- 第19条 (まちづくりへの支援)

【対策】(提案)

- ・市からの選択可能なメニューを追加する。希望する地域のみ受託し、財源確保を目指す。
- ・補助金や助成金などの情報提供や補助申請の仕方などの研修により知識を得る。
- ・クラウドファンディングの活用。
- ・ふるさと納税の仕組みで団体指定や地域指定を設け、ふるさと納税を配分する。
- ・地域資源の活用、開発により収入源となるものの販売や利用収入を得る。
- ・市が担当すべき業務を地域で担っていただけるのであれば、適切な委託料を算出し、委託事業として提案する(財源確保。)
- ・今までの仕組み(地域資源から得た金額、参加費や寄附など)で少し増額したり、やり方を変えて一定の収入とする。など

○課題

- ・構成員は個人であるのに、会費は自治会からの会費となっていることから、自治会加入率を増やすとともに、会費の考え方を検討する。
- ・自主財源獲得の知識や情報を得る機会を増やす。
- ・自主財源獲得のノウハウを持った人や団体等との接点を増やす。
- ・自主財源確保に向けた取り組みの優先度を上げる。

○現状

- ・自治会費以外の自主財源はないに等しいところが多く、交付金に頼っている状態。
- ・世帯の減少、高齢者世帯が増加する中で、会費を増額することは難しい。
- ・市交付金が減額された場合、推進員などの雇用や事業の継続が困難になる。
- ・事業収入により安定的な多額の自主財源を獲得することは難しい。
- ・自主財源の獲得につながるような資産や資源が見当たらない。(あるのに見つけていない。)

○現状のまま対策をしない場合

- ・市交付金が減額されることになれば、事業や雇用を維持するために会費を増額することとなり、負担増により自治協議会に対する地域の理解が得られなくなり、組織が成り立たなくなる。
- ・会費を増額しない場合、会計規模の縮小に伴う事業の縮小、廃止をせざるを得ない。
- ・交付金だけで自治協議会を運営した場合、市の下請けの組織という印象が残る。
- ・地域の資源活用がうまく活用できず、いつまでも発展しない地域となる。

④行政に影響されない(頼らない)地域経営のあり方

- 総動や多様な人材が参画する機能的な運営

○目指す姿 «多くの方が参画し、楽しく組織運営ができている»

- 事業や活動の整理統合によりスリム化され、負担感が軽減されている状態。
- 魅力ある事業あり、誰でも参加しやすく、現役世代、次世代、助成でも役割を担え、積極的に参画し、楽しんで活動をしている状態。
- 多様な個人、組織(地域団体、NPO、福祉事業者等)との連携がとれ、地域課題についてみんなで関わっている状態。
- 役員が固定化せず、交代制でも担える状態。
- 市民活動支援センターなどの中間支援より、情報の活用や組織運営のノウハウを学べる状態。

自治基本条例

- 第3条
(自治の基本理念)
第4条
(自治の基本原則)
第5条
(市民の権利)
第11条
(住民自治の原則)
第14条
(住民自治組織)
第15条
(参加、参画の権利)
第19条
(まちづくりへの支援)

【対策】(提案)

- ・地域内の各種団体との連携。
- ・様々な専門団体との窓口(福祉団体、NPOなどとの連携)。
- ・地域コミュニティ活動推進員の本来の役割を考え、仕事が集中・負担とならないような仕組み。など

○課題

- ・様々な団体との関わる機会、仕組みを作る。
- ・地域のことを考える場、機会を作る。
- ・地域組織や専門的な団体(NPO)との交わる場を作る。

○現状

- ・自分が出なくても何とかなると思う人がいる。
- ・参加する意義を感じていない。
- ・イベントが多く、参加者は同じ人が多い。イベントによってはかなりの負担感もある。
- ・参加者が減少し、運営側の高齢化も伴い負担感が増す。
- ・事業が多くすぎる。
- ・一人一役だけでなく、二役、三役になっている状態。
- ・自治会と自治協議会で重複した事業がある。
- ・専門的な課題に対応できていない。
- ・個人で参加する場が少ない。

○現状のまま対策をしない場合

- ・運営側の限界を迎える、活動が衰退する。
- ・役員、参加者が限定化、担い手不足となる。
- ・地域内で事業が重複し、参加者が少くなり、行事が成り立たない。
- ・前例踏襲の事業ばかりで、地域課題の解決の事業とならない。
- ・やらされ感になり、他人事になってくる。
- ・楽しくない事業となり、誰もが参加しなくなる。
- ・組織の形骸化、活動のマンネリ化を招く。
- ・地域課題を放置した状態が続き、地域活動に支障が出る。

※総動…当事者のみならず、地域団体や専門家、事業者、行政、学校など多様な主体による協働が求められており、多様な主体による協働を総動という。(IIHOE 川北秀人氏提唱)

⑤人材育成のあり方

○若者や女性の参画を通じた人材育成

○目指す姿 『みんなで参画、協働できている状態』

○若者や女性が各年代を通じて、顔を合わせる機会が多く、自由な意見で議論される状態

○地域内の様々なグループが繋がっている状態

○一人一人が主役となって、若者も女性も含め、誰もが参画・参加でき、活発な活動が展開されている状態

自治基本条例

第3条
(自治の基本理念)
第4条
(自治の基本原則)

第5条
(市民の権利)
第6条
(市民の義務)

第11条
(住民自治の原則)
第14条
(住民自治組織)

第15条
(参加、参画の権利)

【対策】(提案)

- ・若者や女性の柔軟な発想を取り入れて事業を任せること。
- ・グループ支援から自治協議会との繋がりをつくる。
- ・若者、女性に特化した助成や事業展開を行う。
- ・会議の時間帯の工夫や役割分担など女性が参画しやすい環境を整える。
- ・女性では行き難いことを男性がサポートする体制を整える。
- ・動いている方、動きたいという方を含めた情報交換の場を上手く取り入れる。
- ・フェイスブックなどを活用し、一方通行の情報提供ではなく、双方向の情報交換をする。
- ・楽しいことをきっかけに人材を増やす。

○課題

- ・若者や女性とのコミュニケーションを図る仕組みを作る。
- ・女性が組織に参画する仕組みを増やし、参画しやすくする。
- ・男性の役割、女性の役割という固定的な考え方をなくす。
- ・個人の参画の場を増やし、女性や若者の参画しやすくする。

○現状

- ・若者、女性の参画が少ない。
- ・退職世代が中心。
- ・既存グループとの連携が少ない。
- ・家事等が忙しく、家族の協力体制がないと役員を受けられない。
- ・既存の事業が先行している。
- ・やりたいことができない。
- ・参画する仕組み、きっかけがない。
- ・人材はいるが、接点がないため存在がわからない。

○現状のまま対策をしない場合

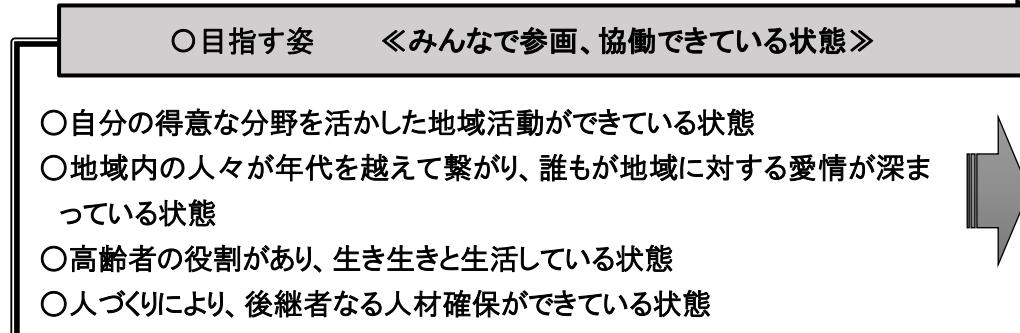
- ・参画する人がもっと少なくなる。
- ・グループ活動が衰退して行く。
- ・後継者がいなくなる。
- ・役員等が男性ばかりで、新たな活動がなくなる。
- ・若者や女性など人材が地域から離れていく。
- ・人のつながりが希薄になる。
- ・地域の運営、維持ができなくなる。
- ・地域組織から離れる人が増加する。

【好事例(丹波市内)】

- ・地域内の若手グループに対して、新しい取り組みを期待して補助を積極的に行っていている。
- ・子育て支援事業の展開を模索しているときに、やりたいと手を挙げてくれた人があり、その人を中心に事業展開を行っている。
- ・自治会の役員選出において、女性が入るようにしている。
- ・新しい活動は応援しやってみようという雰囲気があり、地域の課題解決に対して事業を進めるグループが立ち上がり、支援をしている。

⑤人材育成のあり方

○潜在的な地域の人材の掘り起こし、高齢者の活躍の場づくり



自治基本条例

- 第3条 (自治の基本理念)
- 第4条 (自治の基本原則)
- 第5条 (市民の権利)
- 第6条 (市民の責務)
- 第11条 (住民自治の原則)
- 第14条 (住民自治組織)
- 第15条 (参加、参画の権利)

【対策】(提案)

- ・高齢になんでも元気であり続ける仕組みを作る。
- ・やりたい人がやりたいことをできる仕組みを作る。
- ・誰でも交われる仕組みを作る。
- ・得意分野や趣味などを活かせる仕組みを作る。
- ・友愛活動により高齢者が気軽に集う機会を作る。
- ・高齢者がやりがいを持って活動できる活動の展開。
- ・入口の敷居の低くして、居心地の良いところとする。
- ・地域で活躍されている方と自治協議会の関係をしっかりと、自治協議会のもとに置くような仕組み

